

おおいがわ Akindo 商品券払戻しのお知らせ

おおいがわ Akindo 商品券の取扱い終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを致します。

未使用のおおいがわ Akindo 商品券をお持ちの皆様は期間内にお申し出いただき手続きをしてくださいますようお願い致します。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称

おおいがわ Akindo 事業協同組合

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

おおいがわ Akindo 商品券 500円・1000円



払戻し申出期間

令和元年7月1日（月）午前9時から

令和元年9月30日（月）午後5時まで

※土・日・祝日は除く

※上記申出期間内に申出いただけない場合、当払戻し手続きから除斥されますのでご注意願います。

払戻し申出方法及び払戻方法

【場所】 大井川商工会（静岡県焼津市宗高900）

【方法】 現金で全額払戻しいたします。

未使用の『おおいがわ Akindo 商品券』と認印をお持ちの上、
上記期間内に大井川商工会までご持参下さい。

本件に関する問い合わせ先

静岡県焼津市宗高900（大井川商工会内）

おおいがわ Akindo 事業協同組合

事務局 **054-622-0393** (平日午前9時～午後5時)